

国と地方の協議の場分科会運営規則（案）

平成23年8月12日
国と地方の協議の場決定案

国と地方の協議の場に関する法律（平成23年法律第38号）第5条第3項及び国と地方の協議の場運営規則4（2）の規定に基づき、国と地方の協議の場分科会（以下「分科会」という。）運営規則を次のように定める。

1 分科会の開催

- (1) 議長は、国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。
- (2) 議員（議長である議員を除く。）は、協議の場における協議に資するため必要があると思料するときは、議長に対し、(1)の分科会の開催を求めることができる。
- (3) (2)の場合において、議長は、協議の場における協議に資するため必要があると認めるとときは、分科会を開催する。

2 分科会の構成

分科会の構成員は、特定の事項に関する調査及び検討の円滑な実施に資するよう、議長が、副議長と調整の上定める。

3 分科会の運営

- (1) 分科会に、会長を置く。会長は、議長が、副議長と調整の上指名する者をもって充てる。
- (2) 分科会に、会長代行及び副会長を置くことができる。会長代行及び副会長は、議長が、副議長と調整の上指名する者をもって充てる。
- (3) 会長代行は、会長に事故があるとき又は会長の委任を受けたときは、その職務を代行する。
- (4) 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 会長は、分科会の協議の結果について、協議の場に出席して報告するものとする。この場合において、会長は、会長代行及び副会長を置くときは、会長代行及び副会長と調整しなければならない。

4 庶務

分科会の庶務は、原則として、調査及び検討を行う特定の事項が府省横断的

なものの場合にあっては関係各府省の協力を得て内閣官房との連携の下に内閣府が担当し、調査及び検討を行う特定の事項が一の府省に限られる場合にあっては内閣府の協力を得て当該府省が担当する。

5 雜則

この規則に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が分科会に諮って定める。